

〔問〕

昭和46年度（問題）

1, 2, 3（アまたはイのいずれか一つを選択）または, 4, 5, 6のいずれか一方の組を選んで解答すること。

1. 現行配当方式における問題点を, 公平性という立場から列挙し, 論述せよ。
2. 小額既契約に対し, どのような取り扱いが望ましいか, 意見を述べよ。
3. (ア) 分離勘定制度導入の可否について意見を述べよ。
(イ) 農協共済の保障機能と金融機能の特質を述べよ。
4. 今回, 厚生年金基金積立金による財投協力割合について改訂が行なわれたが, その改訂内容ならびにこれが年金基金に及ぼす影響について述べよ。
5. 私的年金にスライド制を導入する場合の方策ならびに財源の調達について所見を述べよ。
6. 厚生年金基金における再計算時と同時に行なわれる財政決算と再計算の取り扱いが45年度に再計算をする基金から改正になった。これについて知るところを記し, また, 再計算時以外の年度の財政決算のあり方について所見を述べよ。

昭和46年度 (解答例)

「配当方式に関する純理論と実際とでは若干のギャップがあり、そのため公平性という見地から問題点もあると思われる。以下の解答は大きな問題点に焦点を絞って論述したものである。」

生命保険会社における契約者配当は、保守的に定められた概算保険料に対する返済金という性格を有している。従って、契約者配当が公平に計算されたか否かは、概算保険料と実際保険料との差額(剰余金)がいかん厳密に反映されたかという点で判定される。剰余金を分析し、各契約に割り当てる際の厳密性が重視されるのである。配当方式にAsset Shareの考え方を導入すべきだという論拠はここにある。

しかしながら、現実の問題として、生命保険の大衆性という点からの簡明な配当方式の要請、及び実際の事務面からの実用性という要請が強く、厳密性・公平性を多少犠牲にした中間的な方式が採用されているのである。

現行の3要素式利源別配当方式は、保険料の構成要素である危険保険料・蓄積保険料および付加保険料を計算基礎としており、大局的には一応公平性が保たれているが個別の契約をとると若干問題点があると思われる。これらの問題点について論述する。

I 利差配当

(i) 責準備率 μ に経過年数が考慮されていない。

現在利差配当の計算では20年テルメル式責任準備金と純保険料式責任準備金とを補間した値を使っているが、古い契約と新しい契約との間の差違が配慮されていない。

たとえ会社が純保式責準備を積んでいても、個々の契約を見ると、古い契約は純保式責準備以上の蓄積を持つはずであり、新しい契約は純保式責準備以下の蓄積しか持っておらず、合計として純保式責準備となっているわけであるから、 μ についても考慮する必要があると思われる。

(ii) 月払は年払に比較し、不当な扱いを受けている。

月払の配当支払時点は、年払より遅く保険年度の中央となっている。

一方配当金計算に使われる責任準備金は、年払が保険年度末責任準備金を使っているのに対して、月払では前年度末責任準備金との和半責任準備金を使っている。月払にあっては、保険料が12回に分割されているからであるが、配当支払時期が半年遅いのであるから、責任準備金は和半責任準備金より半年後の責任準備金、即ち保険年度末責任準備金を使うのが妥当と考える。

この問題は、事業年度決算に保険年度単位の配当方式を導入していることから発生しているものであり、上記のような処置では本質的な解決にはならないとも言えるであろう。

II 費差配当

利源分析上では費差損を出しているにもかかわらず、費差配当は出しているというように、存在そのものが問題含みである。

(i) 経過年数の配慮がされていない。

会社で使われる事業費の実態は、初年度では平準純保険料に食い込むほど多額を消費し、次年度以降は少額しか使わずに純保険料に食い込んだ分を償還するという形である。

このような観点から、費差配当については古い契約に厚く、新しい契約に薄くして当然である。例えば、初年度契約、次年度以降チルメル期間内契約およびチルメル期間後契約に分離計算し、費差益の出ていない初年度契約は費差配当なし、費差益の出ている次年度以降チルメル期間内契約およびチルメル期間後契約については益に見合った費差配当をするというような方法があると思われる。

(ii) 年払と月払では差がない。

月払は $1/11 \times$ 年払という料率を使っている。年間では約 $1/11 \times$ 年払だけ付加保険料が余分に入ってくると考えられる。

一方、月払が年払より余分に使う費用は集金に関する費用だけだからそれほど大きくないから、差し引き費差損益への貢献度は月払の方が大きいと予想される。

月払の費差配当は年払より大きくして初めて公平になるというわけである。

(iii) 高額契約への配慮がない。

III 死差配当

(i) 選択効果が反映されていない。

(ii) 男女間の差が出ていない。

(iii) 配当方式の問題でなく技術的な問題であるが、若年層と老年層の差および有診査と無診査の差に関しては経験死亡率を基に再検討の余地があると思われる。

IV その他

現行配当方式では、86条準備金、配当準備金のたまりのような内部留保財源は契約者還元がし難いが、契約満了者対応分については何らかの処置が必要と考えられる。

特に責任準備金の純保式達成後は、法人税との関連で内部留保の持ち方および契約者還元的方式について再考を要するであろう。

「次の解答例は小額既契約を大切にするという考えで書いたものである。これとは全く逆に、小額既契約は整理すべきであるという考えを基にした解答もあり得るであろう。」

最近の解約は異常なまでの著増傾向を示し、返戻金総額は初年度保険料に匹敵するようになるのではないかと心配されるほどになっている。その原因の1つが過大な新契約獲得競争による乗換にあることは否めないが、そこに既契約、特に小額既契約を軽視する思想があることは重大問題である。

この小額既契約軽視の思想の根拠は、契約維持コストが高く、小さな契約の付加保険料では賄い切れないということである。だから、どうせ赤字のものならば解約させたり払済・延長契約に変更させた方がよいというわけである。

しかし、上記のようなコストが高いという考え方には盲点があるように思われる。それは、コストを平均費用と付加保険料との対比から見ているという点である。本来、1つのものに関してコストを把握し、そのものに特にアクションを起こそうとする場合は、限界費用と付加保険料との対比による限界コストを使うべきである。小額既契約について言えば、その限界費用は外務員に支払い集金手数料だけであろうから、どの小額契約についても限界利益が出ていると予想される。言い換えるならば会社において固定経費は、小額契約があってもなくてもかかるから、このような契約を解約させることは、まずその契約の限界利益を捨てさせ、更に残された契約の固定費率増をもたらすことになるのである。解約は拙劣な方法と言えよう。

小額既契約を繰上満期にしようという意見もあるが、財源の問題もあるから更に拙劣な方法と言えよう。

それでも尚保全経費が高過ぎるならば、前納を勧奨するとか、銀行利用による自動振替制度を推進するとか、満期までの保険料を貸付して配当で返させるというような方法でコストダウンに努力すべきである。

小額既契約整理論のもう1つの論拠は、保険金が実際問題として役に立たないということが言われる。これは恒常的なインフレの影響によるものである。生命保険会社の立場からするならば契約者配当である程度はインフレの影響は柔らげているはずであるし、また契約者の払込んでくる保険料も価値は下落しているわけであるが、契約者に還元されない内部留保のある現実を考えるならば、古い小額契約にも何らかの形で報いる必要があるだろう。しかしこういう性質のものは契約者配当という形で行なうべきで、この手当をして契約者の実質的負担を低減させた上で、小額保険金をカバーするためには新しい保険に追加加入、あるいは増額を勧める

べきである。

尚、小額契約の取り扱いについては大局的な目をもって他への影響を充分考慮しなければならない。特に会社側から小額契約の整理等についてアクションを起こすことが、生命保険不信の芽を育てることとならないよう注意すべきであろう。小額契約とは言え、契約当初は普通の大きさの金額であり、また現在まで続いた優良契約である。Asset Share を計算するまでもなく、今日まで会社の発展を支えてきたことは明白である。小額契約について取り扱いを検討するに当たって、上記の点に留意するよう重ねて強調したい。

3(ア)

「次の解答例は分離勘定制度導入を可とする意見であるが、この制度の実現に際しては解決すべき問題も多いことから否とする意見もあり得ると思われる。」

現在の我国の生命保険において分離勘定制度導入が叫ばれているのは、変額保険・変額年金実現のためである。一定の利回りや一定の保険金を保証する現行の保険・年金と違い、変額保険・変額年金は財産の運用・管理上一線を画する必要があるからであるが、その意味から分離勘定制度導入の可否は変額保険・変額年金の実施の可否が前提とならざるを得ない。

この変額保険・変額年金の実現は次の諸点から必要と考える。

(i) インフレへの対処策

クリーピング・インフレーションによる保険金の実質価値の低下は生命保険の立き所となっている。生命保険による保障としては長期性は必須であるから、保険金の実質価値維持については、会社側も商品面に対処策を考える必要がある。

(ii) 資金吸収力の強化

生命保険商品の定期化傾向は市場を狭隘化させ、資金量の面で伸び悩みが予想される。また、平均寿命の伸びとともに老後保障の必要性も高まっている。

一方、金融機関の同質化傾向が進むことが予想され、上記諸事情から商品を多様化することによって資金吸収力を高め、金融機関としての地位向上を計る必要があるわけである。

(iii) 自由化への準備

外国生保の日本進出の際、当然エクィティ商品は販売商品として持ち込まれると考えられる。日本の生保もこれに備え、商品面・法規面・組織面で販売できるようにすることが急務であろう。

上記諸理由から変額保険・変額年金の導入が必要と考えられるが、その実現に際しては、まず次の諸問題の解決を迫られる。

- (i) 業法84・86・87条の適用除外、財産利用方法制限の改正等、法規面の改正
- (ii) 販売体制・外務員教育の問題
- (iii) 財産の運用能力等の問題
- (iv) 営業面での従来の商品・定額商品への影響
- (v) 財務・経理・営業を分離し、多額の初期投資をすることになるが、投資回収の見込および採算見込
- (vi) 分離勘定と一般勘定契約者間の公平性維持の問題

これらの諸問題は非常に大きな問題ばかりであるが、分離勘定導入に際しては解決は必須である。これらの困難を克服した上で初めて変額保険・年金を実現させるべきであって、一部であっても解決しない場合、例えば従来からの契約者の利益を犠牲にしたり、またコスト面で採算見込が立たない場合は、時の流れとして安易に妥協することなく、実現を断念すべきであろう。

分離勘定制度導入に当たってこの判断の基準はあくまでも、全契約者の真の利益のためにはどうすべきかということであることを強調したい。

3

(1) 〔論点例〕

主として次の4段階に分け、それぞれの触れた内容からみた保障と金融機能について述べる。

1. 農協共済事業の創設期

ライフアイゼンの主張と共済事業発端との関連にふれる。

2. 創設期の事業種類

創設の主旨からして、蓄積に重点を置いた事業種類(人と物)にふれる。

3. 共済思想の普及発展期

正味負担掛金、低利資金還元、高率運用との関連についてふれる。

4. 昭和50年代にのぞむ農協共済

農協共済基本施策調査会答申、特に保障機能と金融機能の有機的な結合についてふれる。

4. 〔論点例〕

財投協力割合ならびにその運用基準が次のとおり改訂された

1. 財投協力割合

ア. 基金が設立された時から第1回目の財政再計算期(基金設立後36ヵ月以上を経過し、かつ3事業年度を経過する事業年度の末日を基準日とする財政再計算期をいう。)後2事業年度を経過するまでは厚生年金代行相当分の増加額については3分の1

イ. 第1回財政再計算期後2事業年度を経過した時から第2回目の財政再計算期(第1回財政再計算期後5事業年度を経過する事業年度を経過するまでは厚生年金代行相当分の増加額については10分の4

ウ. 第2回財政再計算期後2事業年度を経過した時以降は、厚生年金代行相当分の増加額については2分の1

2. 運用基準

ア. 厚生年金代行相当分の3分の1に相当する金額については、財投対象機関が発行する新規の政保債

イ. 厚生年金代行相当分の3分の1をこえる金額については、財投対象機関が発行する新規の政保債以外の債券

ウ. ア、およびイ、に運用された債券の償還金については、上述の新発債の外、政保債以外の既発債

3. 年金基金に及ぼす影響について所見が述べられていること。

計算の前提のおき方によって結果は区々となるが、基金の利廻りに及ぼす検討がされていること。

5. 〔論点例〕

1. スライド制とは。

2. スライドの指標。

年金額の調整の基準となる指標としての数値には、物価指数と賃金指数の2つがある。年金の実質価値を維持しようとするれば物価指数を、生活水準を反映しようとするれば賃金指数を調整の指標にすれば目的を達することができるであろう。

3. 年金財政への影響

スライド制導入によって生ずる後発過去勤務債務の財源の調達をどのように処理するかが議論の対象となろう。

4. 積立金の実質価値を維持する方法はないか。
5. 以上の理由からスライド制導入についての所見が述べられていること。

6. (論点例)

1. 再計算時と同時に行なわれる財政決算においては、再計算の責任準備金を基礎に決算書を作成する。

改正前においては、再計算前の旧掛金率に基づいて責任準備金が算出され、その結果決算上の剰余、不足が生じていたが、改正後においては上記の剰余や不足は、再計算によって新しい計算基礎率に基づいて算定された掛金率に吸収され、新たに算定された責任準備金が決定値となる。

2. 別途積立金または繰越不足金は再計算日に処分する。

改正前においては、別途積立金の取り崩し、あるいは、繰越不足金の解消にともなう経理処理は、代議員会の議決を得た日に行なうことになっていたが、改正後においては、再計算の結果、別途積立金を取り崩す場合あるいは繰越不足金を解消する場合の経理処理は、再計算日に遡及して行なうことになった。

3. 再計算結果の報告は、再計算日から7カ月(45年度分は8カ月)以内に厚生大臣へ提出することになった。

改正前においては、同報告書の厚生大臣への提出時期は、再計算日から9カ月以内となっていたものである。

4. 再計算時以外の年度における財政決算の意義、必要性等について所見が述べられていること。